

規制の事前評価書

法令案の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令案

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出の特例の見直し

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和 7 年 2 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国投資家（国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含む。）のうち、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している。こうした中、安全保障の裾野が経済領域に拡大するのに伴い、国の安全等に係る産業の生産基盤及び技術基盤や技術・情報、国の安全等のために必要なサービス等の安定供給の重要性が拡大しており、それらの流出・毀損防止措置を講じることが、我が国の安全保障上、極めて重要な課題となっている。
- 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）では、国の安全等の観点から指定されている業種（指定業種）に対して外国投資家が行う対内直接投資等、一定の種類の取引や行為について事前届出を求め、審査することとしているところ、対外取引自由の原則の観点から、一定の場合には事前届出の免除が認められている（事前届出免除制度）。
- 現行制度上、我が国の安全保障上のリスクに鑑み外国政府等による事前届出免除制度の利用を認めていない。一方で、外国政府等と同様のリスクを有すると考えられる一部の外国投資家に対しては事前届出免除制度の利用に特段の制限を設けていない。これにより、安全保障上のリスクを有する可能性がある投資等について事前審査に付されることなく投資実行され得るため、投資先会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失が生じ、我が国の安全等に影響を及ぼすおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ① 現行制度上、過去 5 年以内の外為法違反者や外国政府等自身等一部の投資家類型に属する外国投資家は事前届出免除制度を利用できないこととされているところ、当該類型に、外国政府等との契約や外国の法令等に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う外国投資家を追加する。

また、当該外国投資家（及びこれに義務を課す外国政府等）が議決権、株式又は出資金の 50%以上を占め

る組織や、黄金株を保有する組織、役員の 1/3 以上を占める組織、議決権行使の指図権限を保有している組織についても同様の措置を講ずる。

(以下①において新たに事前届出免除制度が利用できないこととなる外国投資家等を「特定外国投資家」という。)

- ② 外為法第 27 条に定める国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれ大きいものに係る業種（コア業種）に属する事業を行う者のうちその事業の安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者に対する特定外国投資家に準ずる投資家による対内直接投資等について、事前届出免除制度を利用できないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 本改正の目的は安全保障上のリスクを伴う投資等について事前審査を行い、当該投資等が国の安全等に影響を及ぼす場合には一定の措置を講じるものであるところ、事前届出免除制度の利用を制限しない限りこれを達成できないため。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 同上。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 外国政府等との契約や外国の法令等に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う外国投資家等の事前届出免除制度の利用を制限することにより、安全保障上のリスクを有する投資を事前に捕捉し、一定の措置を講じることができる。事前届出免除制度の利用を制限しない場合には、事前審査に付されることなく投資実行され得るため、投資先会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失が生じ、我が国の安全等に影響を及ぼすおそれがある。

なお、本改正により規制の対象となる外国投資家による投資の件数等について現時点で把握できかねるため、効果の定量化は困難であるが、事後評価時までには事前届出の件数等を確認することで、可能な限り定量化に努める。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、一定の要件を満たす場合には事前届出免除制度

を利用することができる。ところ、本改正案によって、外国投資家のうち現行制度において事前届出免除制度を利用している外国投資家であって、特定外国投資家等に該当する者についてのみ、事前届出に伴う遵守費用が生じる。

- ・ 他方、当該遵守費用については、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なるほか、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり遵守費用が軽減され得るところ、これについても事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難であるが、事後評価時までには事前届出の件数等を確認することで、可能な限り定量化に努める。
- ・ なお、事前届出を行った場合には一部事後報告が不要となることを踏まえると、遵守費用が過大に増加するものではないと考えられる。

＜行政費用＞

- ・ 対内直接投資等に係る事前届出免除制度の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。
- ・ 他方、当該審査費用については、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なるほか、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり審査費用が軽減され得るところ、これについても事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難であるが、事後評価時までには事前届出の件数等を確認することで、可能な限り定量化に努める。
- ・ なお、事前届出を行った場合には一部事後報告が不要となることや、実際に安全保障上のリスクが顕在化して事後的に対応する場合の行政費用を抑制できることを踏まえると、行政費用が過大に増加するものではないと考えられる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 改正の趣旨・方向性について異存はない。
- ・ 透明性の確保と、制度周知を徹底してほしい。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（直近は令和 7 年 1 月 23 日（木）に開催）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会の資料及び議事録について財務省 HP に掲載。

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 事前評価書の作成から 5 年後に事後評価を実施することから、令和 11 年度末までに事後評価を実施予定。